

一般社団法人資源・素材学会役員報酬規程

平成 22 年 1 月 20 日 制定

平成 22 年 9 月 14 日 改正

平成 23 年 7 月 1 日 施行

一般社団法人資源・素材学会（以後、本会という）定款第 33 条に定める役員報酬規定は次のとおりとする。

第1条 一般社団法人資源・素材学会（以後、本会という）の役員に報酬等を支給する場合は、本規程に定めるところによる。

第2条 本会の役員報酬等は総会の決議を経て、役員に対して支払うことができる。ただし、使用人兼務役員に対して支払われる使用人給与分はこれに含めない。

2 役員報酬等は役員基本報酬及び通勤手当とする。

第3条 役員基本報酬は年額とし、別表 1 に定める俸給表の額を上限として総会の決議を経て定める。

2 役員基本報酬の支払いは、前項の規定によって決定した年額を 12 で除した額を毎月支払う。ただし、新任又は退任により、1 ヶ月に満たない任期がある場合は、日割りでこれを計算して支払う。

第4条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする常勤の役員に対し、毎月その負担する運賃の額を支払う。

2 前項の役員が負担する運賃の額は、運賃、時間、距離などの事情に照らし、最も合理的とみられる経路及び方法によって算出する

第5条 本規程に定めのない事項については、理事会において決定するものとする。

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を得て行うものとする。

附 則 本規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

(別表 1) 第 3 条 1 項に定める俸給表

区分	金額 (万円)
常勤役員	300
非常勤役員	30